

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ANA ウイングス乗員組合から、以下のとおりストライキ等を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 27 年 6 月 3 日以降

2 場所

別表の都道府県における ANA ウイングス乗員組合の組合員が勤務する ANA ウイングス株式会社の全職場

3 要求事項

賃金引き上げ等

平成 27 年 6 月 2 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 表

北 海 道

青 森 県

宮 城 県

秋 田 県

福 島 県

千 葉 県

東	京	都
新	滬	県
石	川	県
静	岡	県
愛	知	県
大	阪	府
兵	庫	県
鳥	取	県
島	根	県
山	口	県
香	川	県
愛	媛	県
高	知	県
福	岡	県
佐	賀	県
長	崎	県
熊	本	県
大	分	県
宮	崎	県
鹿	児	島
沖	縄	県